

## おれんじサポートあさひ指定居宅介護支援事業運営規程

### (目的)

**第1条** 当運営規程は株式会社ワーク&サポートあさひが設置する『おれんじサポートあさひ』(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、もって事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (事業の運営の方針)

**第2条** 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業の運営)

**第3条** 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び旭市暴力団排除条例(平成24年旭市条例第2号)第2条に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

**第4条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 おれんじサポートあさひ

(2) 所在地 千葉県旭市横根1306番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

**第5条** 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

### (営業日、営業時間等)

**第6条** 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

**第7条**「旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年旭市条例第23号)」に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室において行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類は『居宅サービス計画ガイドライン方式』とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

#### 4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

#### 5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

#### 6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、少なくとも月1回は居宅を訪問してモニタリングを行うのと同時に、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

#### 7 モニタリングの特例

少なくとも1月に1回利用者の居宅に訪問して利用者と面接することによって行うモニタリングを、次に掲げる要件を満たす場合は2月に1回のモニタリングとすることができるものとする。

- (1) 文書により同意を得たうえでテレビ電話装置を活用して面接を行うこと。
- (2) サービス担当者会議において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
- (3) 少なくとも2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問する。

#### (指定居宅介護支援の利用料等)

**第8条** 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
- 2 提供した指定居宅介護支援について、法定代理受領以外の方法で利用料の支払を受けた場合には、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから、おおむね片道10kmごとに100円を徴収する。

### (通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、旭市、銚子市、匝瑳市の区域とする。

### (事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、

従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く

- 2 事業所は、当該事業所授業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待と判断される行為を発見した場合は、速やかに市町村及び地域包括支援センターに通報する。また、疑わしい行為若しくは情報提供があった場合は、地域包括支援センターに相談する。

### （業務継続計画の策定等）

**第14条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

…業務継続計画の参考 - 厚労省 HP より

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html) )

### （衛生管理等）

**第15条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### （就業環境の確保）

**第16条** 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲

を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (電磁的記録)

**第17条** 本人やその家族の利便性向上並びに事業所の業務負担軽減等の観点から、事業所は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（重要事項説明書・居宅介護支援契約書・アセスメントシート・居宅介護一歩計画書（第1表～第7表））について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる行為を電磁的方法によることができる。

- (1) 電磁的方法による交付
  - (2) 電磁的方法による説明・同意・承諾
  - (3) 電磁的方法による締結
  - (4) その他これに類するもの
- 2 電磁的方法をとる場合は、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

#### (その他運営に関する重要事項)

**第18条** 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 虐待対応に資する研修 年1回以上
  - (3) 感染症対策に資する研修 年1回以上
  - (4) 業務継続計画に資する研修 年1回以上
  - (5) その他 随時
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
- (1) 居宅サービス計画、指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果、身体拘束等に関する記録等については当該居宅介護支援に係る契約が終了した日
  - (2) 苦情の内容の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については当該日

(3) 市町村への通知に係る記録については当該通知の日

6 事業所は、『指定居宅サービスの費用の額の算定に関する基準』に基づく記録については、請求のあった日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ワーク&サポートあさひと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。